

第 21 期第 19 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 4 年 9 月 21 日（水） 午後 2 時 00 分から午後 3 時 08 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 5 会議室」

議 題

1 諮問事項

(1) 内共第 4 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について (資料 1)

2 協議事項

(1) 内水面漁業権切替えに係る漁場計画（素案）及び増殖指針（素案）について
（第 2 回） (資料 2)

3 報告事項

(1) 道志川及び津久井湖における投網禁止に係る委員会指示の公報登載について
(資料 3)

4 その他

(1) 令和 4 年 12 月の委員会開催日程について
(2) その他

[配布資料]

「水産神奈川」562 号

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男、細川 孝
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・ 県水産課 石黒水産振興担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、中川技師

議 事

山本事務局長

これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況ですが、本日は、委員 10 名中 10 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは、議長よろしくお願いいいたします。

議長

それでは、ただいまから第 19 回の委員会を開会いたします。

(井貫会長)

本日の委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されておりますので、資料説明は原則省略したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

本日の議題は、諮問事項が 1 件、協議事項が 1 件、報告事項が 1 件、その他となっております。

では、議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。細川委員、長塚委員、よろしくお願いいいたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは、議事に入ります。

まず、諮問事項(1)の「内共第 4 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」を議題といたします。

水産課から何か補足説明がありましたらお願いします。

水) 中川技師

【資料 1 に基づき説明】

議長

ただいま水産課から説明がありましたが、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

東委員

オンラインシステムの遊漁承認証の話ですが、例えば、紙だと持っていなかったら携行なし、ないし買ってないということで、又現場で買ってね、ということになると思いますが。

例えば、スマホがダウンしていて買ったのですが、ちょっと電波がとか、そういう場合はどうなのですかね。やはり不携行、持ってないというふうに見なすしかないのですかね。

細川委員

それは持ってないとか、見なすしかないと思います。

東委員

そこは微妙なところで、電波の具合で入ったら出るし、入らなかったら出ないとなりますので。

細川委員

今、うちのこの範囲では、電波が入らないところは多分ないはずで。

東委員

方向としては、とっても結構なことだと思いますので、是非、お願いい

ます。

議長 他に何かございますか。

安藤委員 今度、1か月延ばしたかたちですよ。それでニジマスが残っているから1か月延ばしましたということですが。

細川委員 これ1か月と、やはり区切った方がいいのですか。

安藤委員 例えば、この際、2月末まで延ばしてしまうとか、どうでしょうか。

細川委員 それも考えました。

安藤委員 水温的にそこまではニジマスは大丈夫なのかなという気もするので、どうなのかなと思ひまして。

細川委員 今の御意見も考えましたが、溪流の本格的な解禁が3月1日なので、その関係で、又3月1日に向かって放流をしなければいけない。

2月一杯釣りをさせると、釣りをしている最中に放流ができないという状況がありますので、2月一杯はちょっと様子を見ようという感じで2月は中止としました。

安藤委員 そうすると、ヤマメの放流は2月に入ってからですか。

細川委員 そういことです。

安藤委員 はい、分かりました。

東委員 もう1件よろしいですか、キャッチアンドリリースの期間延長は本当に首都圏型の釣り人として、とても歓迎すべきことだと思っておりますが、キャッチアンドリリースは当然、逃がした魚が生き続けることが一番効率的です。だから、それに関して、例えば、あのカエシの話とか、あとトリプルフックの三つ針の話とかは今どうでしたか。

細川委員 この遊漁規則には入っていないですが、組合の方針としてシングルのパブレスフックということでやっています。

東委員 それはルアーでも一緒ですよ。ルアーですと、三つ針が二つぐらい出たりしますが、それも一本針のカエシなしですね。

細川委員 はい。

東委員 なるほど、分かりました。

議長 他に何かございますか。

篠本委員 酒匂川漁協ですが、近隣の早川河川さんがこういう方向でやられるということについては、酒匂川漁協も非常に関心を高く持っています。

正直なところ、ここ何年も赤字運営の中で、いかに釣り人を呼ぶかというところで、早川漁協さんのこのスタイルを注視しながら参考にできるところは、是非、参考にさせていただいて、方向性としては、今、理事会等

でもいろいろ話題になっているところでもありますので、又いろいろ御相談に乗っていただければありがたいと思います。

細川委員

分かりました。

篠本委員

それから、先ほど言われていたスマホで券を買った時、今、紙に出すことができるシステムがあつて、それで処理すれば、スマホがダウンしても提示することができるということは、酒匂川漁協で承知しています。

以上です。

議長

他に何かございますか。

特にないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨、知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように決定いたします。

続きまして、協議事項(1)の「内水面漁業権切替えに係る漁場計画素案及び増殖指針素案についての第2回」を議題といたしますので、水産課から説明をお願いします。

水) 中川技師

【資料2に基づき説明】

議長

水産課から大きく分けて三つの点についてですね、説明がありましたので、それぞれごとに審議をしたいと思います。

まず、別紙4のオオクチバスの関係について、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

津谷委員

何点か質問がありますので、一つ一つお答えいただければと思います。

一つは、逸出防止措置の関係で、逸出できない構造の網が三重に施してあること、とありますが、これは構造については何か特別な細目規則みたいなものがあるのでしょうか。

水) 中川技師

具体的な何ミリ以上の目とか、そのような規則自体は国の方で定められているものはございません。ただ、大臣からの告示で定められているのは、三重の網が施してあること、若しくはそれに代わる十分な逸出防止措置がとられていることが記されている状況でございます。

津谷委員

今回、環境省等の方と職員の方と現地視察を行ったとありますが、更新時、あるいは別の機会に定期的にこの確認を行うということが定められているのですかね。

水) 中川技師

はい。この飼養等施設の更新のタイミングというのは3年に1度ございまして、3年に1度は現地視察がございます。

最近、ちょっとコロナの関係で現地に行けないこともあるようですが、

基本的には3年ごとに更新のために現地を見ているといふように伺っております。

津谷委員

省令で定める基準に適合する飼養等施設として、基準が定められているうちの湖からのオオクチバスの持ち出しを防ぐ等のために監視体制を整備して、実施状況を記載し台帳を3年間保存とありますが、この監視体制というのは具体的にどういうものになりますでしょうか。

水) 中川技師

漁場監視の際に、もちろん逸出防止のための網の状況であったり、あとは持ち出しされないかどうかの夜間パトロールを組合の方で実施していたりとか、そういった取組自体はされておりまして、その内容についても細かく台帳の方に記入して、その実績が記された台帳を3年間保管するということがなされておりまして。

津谷委員

監視体制の整備というのは、その監視体制について、何かこういう体制でやるという、取組みたいなものがあるのかなと思いますが、何かそのような特別に作っているものがありますか。

水) 井塚 GL

そうですね、監視体制として、こういう状況があつて、漁場監視員があつてと、そういうのが図的に位置付けられているというような書類は見えておりませんが、いろいろとヒアリングをした中で、先ほどの中川からの説明を少し補足させていただきますと、例えば、芦ノ湖を3ブロックに分けてまして、複数の漁場監視員が朝、ないし多い時は夕方まで1日2回、漁場監視を行っています。

まず、持ち出されていないか、あと一番持ち出しするリスクがあるのは夜間ですので、バスの最盛期は夏ですから、そういう時には年に5回ぐらい警察とともにパトカー2台を出していただいて監視を行っており、持ち出しはしていないかと、日々の漁場監視を兼ねてバスが流出していないかという監視をしているという体制が既に芦ノ湖では整っているということは確認しております。

津谷委員

あと監視体制の実施状況を台帳に記録して、とありますが、この実施状況の台帳というのは、公開はしているものなのですか。

水) 井塚 GL

公開はしていないと思いますが、確か環境省に提出はしていると思いますが。

水) 中川技師

国に飼養等施設の許可を受けるに当たって、それらの書類の提出というのは義務付けられているので、提出はしているものですね。

監視状況は、組合さんの方でSNS等により一般の方に実施しましたというようなことは示せるように、監視しましたよとか、パトロールしました

よとかいうのは、掲載いただいているというふうには伺っております。

津谷委員 監視が実施されているということ、例えば、一般に見せるためにですね、この台帳の記録の一部を公開して、この席でね、こういうものなのですよと、出していただくことは可能ですか。

水) 中川技師 私の手元に今、あるのですが、組合さんの方にちょっと了承が得られればとは思っていますので。

水) 井塚 GL そうですね。それは我々の方で積極的に開示するというわけにはいきませんので、そこはちょっと組合さんの方で何らかの判断になるかと思えますし、あとそれに代わるものとして、芦之湖漁協さんのホームページが充実しておりますので、何月何日はこういうような監視を行いましたという情報発信を結構やられているというふうには考えております。

議長 よろしいですか、監視となると、具体的な内容をオープンにするということは、いかにも監視を逃れて持ち出していいよということのを助長するような問題で、例えば、ビルのガードマンが何時に巡回しますよというのは絶対外に出さないはずですから、そういった点でどんなことが書いてあるかということで、委員の方としてちらっと見られればいいですけども、それをオープンにしろとか、公開資料的にはちょっとやらないのではないかと思います。

津谷委員 分かりました。私が個人的に見たいわけではなくて、こういうふうに行っていますよと、確かに体制をとっていますよと、一般公開して安心していただいた方がいいのかなと思えたので。

議長 公開というのは、やらないと。

津谷委員 却ってマイナスになるのでしたらやらない方がいいということですね、分かりました。

それから、特定飼養等施設基準に適合する飼育等施設に該当するための条件として、この別紙4の12ページの「へ」の項目に「洪水等不測の事態で特定飼養等施設内の特定外来生物が逸出した際に当外逸出した特定外来生物を回収する体制の整備体制の整備をするとともに、当該体制の整備状況の許可を受けた日から30日以内に主務大臣に報告すること」、とあるのですが、これは具体的にはどういう体制ができているのでしょうか。これをするための体制としては。

水) 井塚 GL この辺につきましては、今回、現地で漁協さんの話を聞いた際に確認しきれなかった部分でございますので、こちらにつきましては改めて御回答させていただければと思います。

津谷委員 次ですが、深良川とか早川は、ここから芦ノ湖に流れているのですが、その下流、深良川、早川の中流から下流のオオクチバスの生息状況ですが、そこにいるのかどうかというような調査、あるいは把握をしているのかということとオオクチバスの被害の苦情報告みたいなものが何か出ているのでしょうか。

水) 中川技師 流出河川のうち早川におきましては、内水面試験場の方でも調査がされておりまして、ここしばらくは、少なくともオオクチバスというのは確認されていない状況でございます。

実際に遊漁者や組合員さんからお話を聞いても、ずっとオオクチバスは見てないよというお話もいただいておりますので、実際、早川は、なかなかオオクチバスが生息するような環境としては難しいのかなということもありまして、早川については、現状被害はないといえるかなと思います。

深良川の方は、今、資料を持ち合わせてはいませんが、下流域の狩野川です、静岡県の方の河川については、従来オオクチバス自体は生息しているということは調べて分かってはいるのですが、ちょっと直近の情報というのが、今、手元にはございませんので、こちらにつきましてもお調べして、次回、御用意できればと思います。

津谷委員 芦之湖漁協さんはオオクチバス以外にも、もちろんいくつかの種類の料金設定をなさっている魚種がありますが、芦ノ湖の中で在来種がどこもいなくて困るというような遊漁者からの苦情というのはありますでしょうか。

議長 平田委員、お願いします。

平田委員 そのような苦情は今のところはお出ておりません。

私個人もワカサギの刺網漁をずっともう 25 年ほどやっておりますが、オオクチバスがいるために漁獲が減ったとか、そういうこともございませぬので、そういう状況は今のところございませぬ。

津谷委員 次はですね、ブラックバスの漁業権を設定している河口湖、山中湖、西湖という三つの湖がありますが、ここは今回の切替えに際しては、ブラックバスは対象とするという話なののでしょうか。

その辺は聞いていますでしょうか。

議長 何か情報ありますか。

水) 中川技師 県の担当者からの情報になりますが、現状では、山梨県では免許を存続するというお話は担当者から聞いている状況でございます。

津谷委員 その三つの湖で今回の切替えの際に、何か特別な今までとは違った許可

条件なり何なり、あるいは方針なりをするかどうかという話はありませんでしょうか。

水) 中川技師
津谷委員

特段そのようなお話は、今のところは聞いておりません。

最後になりますが、その四つの湖に関して、ブラックバスの漁業権が設定されているのですが、今年の8月7日、10時配信のYahooニュースで、今回の漁業権の切替えとブラックバス問題というのが特集として記事に出ていまして、その中で芦ノ湖はちょっと特殊だと、他の三つの湖と比べて特殊で、1925年に国内で初めて公的の許可を得てブラックバスが放流されたのが芦ノ湖で、国民の新たな栄養源として試験的に繁殖されることになったのだと、そして芦ノ湖というのは、3100年前にできたカルデラ湖で、比較的新しいだけではなく、接続する水系がほとんどないため、もともと水産資源が乏しく、それゆえブラックバス以外にも多くの外来魚を放流していて、「外来種の湖」と呼ばれることさえあるということで、他の湖とはちょっと違う特殊な事情があるのだという趣旨のことが書かれているのですが、こういう経緯、あるいはいきさつは確かでしょうか。ちょっと芦ノ湖というのは特殊なのだということ。

議長

何か情報ありますか。

水) 井塚 GL

少し今のお話の繰り返しになってしまうのですが、確かに芦ノ湖にバスが放流されてもう97年、98年近く経つということと、あと外来種については、あそこはカルデラ湖で、火山により堰き止められできたという湖ですから、もともとの魚種がウグイしかいなかったのではないかというふうに言われているわけですね。そういう意味で他の湖とは、やはり若干外来種に対するインパクトという考え方からすると、ちょっと別なのかなという感じはしてございます。

議長

他に何か、ブラックバス関係で御質問、御意見がございませうか。

安藤委員

もう今の御質問で、ほぼ疑問点が整理されたのかなと思うのですが、あと少し補足的に、⑤の施設として指定されるのに三重の構造の網があつてと、あつたと思いますが、それで深良川の方は固定された三重の構造があると。

一方これで見ると、早川の方は三重の3番目の網は放流する時に随時設置するというふうになっているのですが、それは常時は二重で、その時だけ三重というのは、飼養等施設に指定の時に認められているということでしょうか。

水) 中川技師

安藤委員のおっしゃるとおりで、通常、この水門は開放しておりませう

ので、この開放するときだけ三重になるということで、国の方からも飼養等施設として認められているということになります。

安藤委員

分かりました。

もう1点ですが、今の一つ点二つ下で、オオクチバス種苗を放流する時に種苗の購入相手とその飼養等の許可番号を報告するとなっていますが、これは例えば、そのシーズン2、3回というか、3回なら3回放流するとなると、その都度報告をするということで、今現在、報告しているということでしょうか。

水) 中川技師

はい。そうですね、その放流ごとにそれぞれ受け入れの申請をしているということになります。

委員一同

毎年、何回かは必ずそういう報告をすることになるわけですね。

水) 中川技師

はい。

安藤委員

はい、分かりました。

議長

他に何かありますか。

ないようでしたら、次に内共第6号の漁場計画素案について、御質問、御意見がありましたら、お願いします。

安藤委員

概ねこれまでどおりで、ニジマスがなくなっただけということなのですが、漁業の時期ですが、ヤマメが周年ですよ。それでアユは3月1日から年末までということで差をつけてありますが、この2か月は何か意味があるのでしょうか。

水) 中川技師

この漁業の時期については、この河川に対象となる水産動植物がいる時期という考え方で、この時期を設定しておりまして、アユについては、原則、3月1日から12月31日までを従来からずっと漁期として定めているところでございます。

水) 井塚 GL

アユの場合、海に下りますので、1月、2月は海で生活しているということで、川での漁はできないというかたちで3月になるというところですね。

安藤委員

1月、2月は、アユは川にいないというのが前提ということですね。

議長

他に何かございますか。

よろしいですか。それでは、また後で追ってとしまして、増殖指針の素案について、あゆ漁業までの6漁業について、御質問、御意見がありますか。

よろしいですか。

では、特に三つの区分にこだわらず、全般的に何か、御質問、御意見が

ありましたら。漁場計画、増殖指針についても、よろしいですか。

そうしましたら、協議事項の内水面漁業権切替えに係る漁場計画の素案と増殖指針の素案について、本日の説明については了承するという事でよろしゅうございますか。

委員一同
議長

(了 承)

では、そのようにいたします。

続きまして、報告事項(1)の「道志川及び津久井湖における投網禁止に係る委員会指示の公報登載について」ですが、公報に登載されたとの報告ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

委員一同
議長

(了 承)

以上で議題は終わりましたが、何かその他でありましたら、お願いします。

水産課、事務局から何かありますか。

ないようですので、本日の委員会はこれで閉会したいと思います。

ありがとうございました。